

発議第 1 号

那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について

那須烏山市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	那須烏山市議会議員	福田長弘
賛成者	那須烏山市議会議員	荒井浩二
賛成者	那須烏山市議会議員	矢板清枝
賛成者	那須烏山市議会議員	滝口貴史
賛成者	那須烏山市議会議員	小堀道和
賛成者	那須烏山市議会議員	相馬正典
賛成者	那須烏山市議会議員	田島信二

那須烏山市議会議員定数条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市議会議員定数条例（平成20年12月那須烏山市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(定数) 第2条 市の議会の議員の定数は、 <u>14人</u> とする。	(定数) 第2条 市の議会の議員の定数は、 <u>16人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の那須烏山市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。